

郷亭里についての研究

日 比 野 丈 夫

- 一、舊來の諸説
- 二、王毓詮氏の新説
- 三、里について
- 四、亭について
- 五、郷について
- 六、結 語

一

漢代における縣以下の鄉村組織が、郷、亭、里の三段階からなっていたとするのは、いうまでもなく班固の漢書百官公卿表、司馬彪の續漢書百官志の記述にもとづく、長い間の定説であつた。百官公卿表には、

大率十里一亭。亭有長。十亭一郷。郷有三老有秩。畜夫游徼。三老掌教化。畜夫職聽訟收賦稅。游徼徼循禁賊盜。縣大率方百里。其民稠則減。稀則曠。郷亭亦如之。皆秦制也。

とあり、百官志の里の部分のみをあげると、
里有里魁。民有什伍。善惡以告。本注曰。里魁掌一里百家。什主十家。伍主五家。以相檢察云々。

とみえる。沈約の宋書百官志にいたって、これらが結びあわされ、漢制として百家を里とし、十里が一亭となり、十亭で一郷を組織することがはつきりとのべられている。これについて異説を發表されたのは、わが國においては故岡崎文夫氏がはじめてであろう。「魏晉南北朝通史」(頁五八〇—五八一)に、

元來戸數を以て鄉村を作ると云うのは、周禮、管子などの盛んに主張する所であるが、余の考によれば、少なくとも前漢の制度は大に其趣を異にする。勿論十里一亭、十亭一郷と云う組織は前漢書志の傳うる所であるが、此

場合の里亭の中に一定数の戸口を含むと解せらるるふしは毫もない。漢官儀によれば、十里一亭、五里一郵とあり、十里を里數と見做し、隨つて亭長の所轄は其半なる五里であるとする記事がある。然らば此場合の里とは正に距離を示すものとせねばならぬ。又亭は行旅の宿舎となると同時に部落民の簡單なる訴訟事を裁判する場所としても用ゐらるること漢書を讀むで認め得らる。然らば亭とは里と云ふ部落の十箇を集めて、其治安並に訴訟を主する一つの機關であると考えべく、隨つて里とは部落と云ふ意味に過ぎぬ。蓋し十部落を總ぶる亭の配置は、大體里數によつて定められたものであらう。故に一部落たる里に於ては、其戸數固より一律たる必要がない。漢に於ては大體自然に發生せる部落を基礎として之を亭、郷の制度もて統括し、……

とあり、かかる戸數を標準として鄉村を組織したのは晉にはじまるから、これは司馬彪が晉制をもつて漢制を考え、沈約はさらにその誤りを擴推したものであると結論された。ここにやや冗長とおもわれるまでに岡崎氏の言を引用したのは、その後の研究者、鎌田重雄、小畑龍雄、松本善海の

諸氏が、いずれもこれを出發點として論を展開されているからにはかならない。

いま岡崎氏所説の要點をあげると、(一)漢書百官公卿表にみえる十里一亭とは、漢官儀の記事を参照すれば、亭の相互間の距離を示したものである。(二)それとともに亭は、里という自然發生の部落十個の治安訴訟に任じ、亭が十個(？)集つて郷を組織する。(三)しかし里は自然發生の部落であるから、戸數が一律であるはずはなく、從つて郷亭も戸數を基礎としたものではない。以上の三點に歸せられよう。このうち、まず諸氏によつて問題にされたのは、第二の十里一亭、十亭一郷という組織についてであつた。鎌田氏は「漢代郷官考」のはじめにおいて、これは制度の大體の標準を示したものとし、小畑氏も「漢代の村落組織に就いて」のうちで、百官公卿表や東漢觀記にみえる前後漢の郷亭數を比較し、亭數が郷數の四倍前後にしかすぎないことを指摘して、漢書の原則と實際上の統計との間には、この程度の相違があるということを認めておけばよいのだと考へた。しかるにその後、松本氏は「秦漢時代における村落組織の編成方法について」をあらわし、漢代には戸數を單位と

して村落を編成し、かつそれを十進法をもって積み重ねることとは、現實にはもちろん、制度の上にも存在しなかったとし、百官公卿表にみえるところは、まったく空想の産物にすぎないという結論に到達した。すなわち百官公卿表には、おおよそ十里一亭、十亭で一郷、縣はおおよそ方百里などであるが、方百里はもちろん、十里とのみ記された亭のばあいも、ともに面積の単位としての里である。亭の面積は方十里であり、それが十個集って郷となり、郷の十個集ったものが方百里の縣になるという計算が成立する。松本氏によれば、「班固の考えているこれ等の數値の基礎となる方一里なるものは、實は井田法施行に際しての基本單位となるべき一井、即ち九百畝の廣さの土地を意味している。もしそうだとするならば、漢書の百官公卿表に記された規定は、頭に井田の法や封建の制を描きながら班固によって案出せられたところの、單なる觀念の上での作り物に過ぎないというよりほかはなくなる」のである。はたしてそうであるとしても、漢代における現實の村落組織がいかなるものであったかは、べつに研究すべき問題であること、いうまでもない。

すすんで松本氏は、「秦漢時代における亭の變遷」を發表して、十里一亭とは漢代に現實に存在した亭制の規定であつて、これは部落としての里十個をもつて一亭を組織するとの意味ではなく、亭相互間の距離を意味する。こうした現實の規定があればこそ、これを手がかりとして班固はあつた組織方法を案出したのであらうと考えた。つまり同氏は岡崎氏所説の第二の點を否定し、もっぱら第一の點を強調して、漢代における亭制についての詳細な考證を試みられたのである。一體、漢代における邊境地帯の亭は、「流沙墜簡」などによってその性質をみると、純然たる軍事施設で、監視哨と狼煙臺とを兼ね、併せて文書の傳達を行う據點であつた。遡って戰國時代には各國の境界に亭の設備があつたが、秦の統一とともに、内地の亭は軍事より警察組織の末端をなすものへと切換えられ、通信事務をも行い、また旅行する官吏の宿泊所ともなつたのである。亭の相互間隔がおよそ十里とさだめられたのも、このときのことであらう。しかし亭長が沿道の治安を確保し、驛遞制度の維持をはかるためには、當然警察權が與えられていたとすると、その管理區域が設定され、亭長は行政官的な性

質をおびてくる。従つて松本氏は、いくつかの部落としての里をその管轄下におくところの、地方區劃としての性格を亭に認めながらも、「部落を一定數づつ積み重ねて地方區劃を設定しようなどという試みは、秦漢時代にはまだ行われていなかったものと斷定しても大過はあるまい」と結ばれている。この見解は大體において妥當であらう。しかし同氏もことわつていられるように、ここでは居延漢簡をはじめ、それを利用した中國學者の新しい研究を利用することができなかったために、邊境における亭際ていさいの統屬關係や人員構成の考察については、遺憾ながら十分ではなかった。邊境における亭際ていさいの組織は、今日では居延漢簡の發見と、それにもなう實地調査の結果、きわめて詳細な點まで明らかになっている。賀昌群氏の「烽燧考」をはじめ、勞幹氏の「居延漢簡考證」、これを整理した「釋漢代之亭障與烽燧」、あるいは「漢代的亭制」など一連の論文がそれであるが、⁴⁾それらを紹介することは當面の目的ではない。ただ勞氏によつて内地の亭との關係をのべれば、つぎのような點であらう。隙は邊境における最下級の軍事施設で、また亭ともよばれるが、内地の亭とは別個のものである。しかし

内地では縣、鄉、亭、邊境では候官、候、隙という順序が示すように、亭と隙とはほぼ同じ統屬關係の列にあるもので、亭長は隙長に當る。實地調査によれば、邊境における隙と隙との間隔は大體十里であつて、これは内地における亭相互間の距離にもあてはまるとおもわれる。しかも亭本來の意義としては、内地の郷亭がさきであつて、邊境の烽燧をさすのは二次的なものであるというのが勞氏の說である。⁵⁾この最後の點は、前記松本氏の考えとは全く反對であるが、ともかく漢代に十里一亭（この里はもちろん距離を示す）という制度が、内地、邊境を通じて實在していたことは、こうして確實な根據にもとづいて證明せられたのである。

しかし、松本氏がこのことを強調するのあまり、漢代における郷、亭、里という部落を十進法的に積み重ねて行く地方區劃の存在をさえ否定しようとしたのに對し、中國の學者にはなおこれを信じているものが少くない。もっとも勞氏のごときは「漢代的亭制」のうちにおいて、一里百家、一亭千家、一鄉萬家という數字は、最大限度を示すものとして、これをそのままには認めていない。里とは本來、人

の居住地域の意味で、ある一定の標準面積をもっていて、戸口の多少により伸縮するものではない。同様に亭郷縣郡いずれも地域を主要な標準としたものだといっている。つまり戸口とは關係なく、里という特定の區域をもった自然發生の部落を積み重ねていくことによって、漢代の地方區劃が成立していったとするのである。⁶⁾岡崎氏所説の第一の點とともに、また第二、第三の點をもほぼ承認したことになる。このことについてはのちにのべるつもりである。

二

前節において、漢代における十里一亭とは、驛遞組織における亭相互間の距離を示すものであることを認めながら、亭は同時に、郷、亭、里という一連の地方區劃の一つであることを肯定するものと、これを否定するもののあることを明らかにした。否定するとはいっても、松本氏は「部落を一定數づつ積み重ねて地方區劃を設定しようなどという試み」といっていて、とくに強調しているのは一定數ということであるが、それでは漢代における實際の鄉村組織が、いかなるものであったかについては、まだなにも言及され

ていないのである。これに對して肯定する立場にある勞氏も、郷、亭、里という段階は認めても、必ずしもそれが一定數をもつて積み重ねられていたとは考えていない。それはともかく、兩氏とも岡崎氏と同様、漢代における鄉村組織の最下層に位するのが、里という自然村落であると考えていることは誤りないようである。⁷⁾もし里が自然村落であるならば、十里間隔という機械的に設けられた亭とが、いかにして結びつくかというところに問題が生じてくるであろう。ここに亭と里とは全然別個の組織であるとして、これを切りはなして考える立場が成立つのは當然である。

もっとも新しく發表された、王毓詮氏の「漢代『亭』與『郷』『里』不同性質不同行政系統説」がそれである。⁸⁾王氏は漢書の百官公卿表にみえる、亭の數が郷のわずかに四倍餘りにすぎないこと、續漢書百官志、劉昭の補注に引かれた應劭の「國家制度、大率十里一郷」という風俗通の文を重視して、問題解決の出發點としてつぎの三つの疑問を提出した。(一)漢代の亭と郷里とは同性質同系統の地方行政組織なりや否や、(二)亭は郷に隸屬して里を統轄するや否や、(三)もし應劭の十里一郷を肯定するならば、班固の十里一亭と

の間の矛盾はいかにして解決すべきか。その結論、(一)亭は郷里のみならず、城内の街路や城門上などにも設けられた純然たる警察機關である。郷野においては十里間隔におかれ、郵と連絡して通信事務をも行った。これに對し郷里には郷官、里正があつて、それぞれの民政をあつかう。これは當時の名稱、とくに敦煌や居延から發見された多數の戌卒の名稱に、所屬の行政單位として郡國と縣と里としか記されていないのによつても明らかである。まれに郷を記したものが無いではないが、亭を記したものは絶対にない。⁹⁾

亭長は郷官には屬しないで、續漢書百官志にみえるように、上は都尉に承望し、下に里を統轄しない。(二)從つて漢代の地方行政組織は郷と里とであつて、亭を含まいとすれば、漢書百官公卿表の十亭一郷は誤りでなければならぬ。もし漢書が誤つていなかったとすれば、それは後人の竄改であつて、原文は必ず十里一郷となつていたであらう。つまり上に十里一亭という文があるから、下に十里一郷とあつては不都合なりとして、里を亭に改めたためにこの誤りを生じたのに相違ない。何となれば、十里一亭の里と、十里一郷の里とは、字は同じでも意味が違うのである。(三)要する

に應劭の十里一郷（續漢書百官志補注所引風俗通）も、班固の十里一亭ともに誤りではないこととなる。應劭も少くとも二度まで（同上所引漢官儀および風俗通）、十里一亭といつていたのであつて、十里一郷の里は部落を、十里一亭の里は距離を意味するのである。¹⁰⁾

こうして郷里と亭とを判然區別することによつて、千古の疑團は一朝にして氷解したごとくであるが、はたしてそうであらうか。この兩者が全然別系統のものとして、漢代の村落組織をどのように考へていたかを、王氏に聞いてみなければならぬ。その解答は簡單であるが、つぎの通りである。内地の亭は、邊境の亭際の制にならつて設けられたもので、その相互の距離は大體において十里である。つまり、亭の配置は距離を標準としたものであるから、その管轄區域は當然面積をもつてはかられることとなる。しかるに郷里の組織は戸數がもとであつて、面積の大小は問題でない。一里は百家であり、これを積み重ねてつくられた郷も、また縣も、その大小は戸數の多寡によつて區別せられるのである。續漢書百官志補注所引の漢官には、「郷戸五千則置有秩」、同志の本注には、「其郷小者置嗇夫」とあつ

て、郷の大小は五千戸が基準となっている。もちろん郷里といえども、全く面積と無關係というわけではないが、組織原則上よりすれば、郷里と亭とは性質系統をことにするものといわねばならぬ。

以上その解答はいかにも明快である。郷里と亭との關係をたちきるとともに、岡崎氏以來、内外の學者によつてもつぱら自然村落であると信ぜられていた里を、戸數をもととした人爲的な組合と考へたのである。¹¹⁾しかしここで反省しなければならぬことがある。里やその組み合わせである郷が、全く人爲的なものであるとしたら、何故に郷に大小の差が生ずるのであろうか。里も郷も面積に關係なく、戸數をもとしたものであるとすれば、もっと劃一的にくられてよいはずである。さらにまた亭が、別系統の管轄區域をもっていたとすれば、それとの有機的な關連はどうであつたかということも問題となるであらう。舊説の紹介と批判とをひとますうちきつて、卑見をのべるべき段階となつた。

三

まず里の性質からはじめよう。すでにのべたように、里を自然村落とみたのは岡崎氏であるが、小畑氏も「實際、漢代の史料にあらはれる里は、その様な、地方行政の最小單位として一定の戸數を基礎として編成されたものとは考へられない」といっている。そうして里は血縁要素をも多分に含んだ、小さな聚落としての地縁團體であるが、土壁のごときものをもつて圍まれ、出入のための門をそなえた一定の地域を有するものである。そこでは中央の政治意志によつて設けられた官ではなく、住民の間よりおのずからおし上げられた父老によつて、里の平和と治安とがたもたれたのであるとし、續漢書百官志にみえる里魁の存在すら疑われているのである。同氏によつてあげられた多くの例にみられるように、里には門があつて監門がおかれ、その内部では父老を中心として平和な生活がいとなまれていたことも事實あつたであらう。しかし里が郷村における特定の聚落をさすだけではなく、城内における一定の區劃をもさすのは、きわめて古くからのことである。城内の里も土牆に圍まれ、出入のために門がつくられていたことは、その例に乏しくない。¹²⁾この里が自然村落でないのはいうま

でもないから、しばらく論外におくこととしよう。

さて里は自然村落であるとすれば、一定の戸數を基礎として編成されたものとは考えられないにしても、居延漢簡の發見などによって、名籍編成の單位であることが知られた今日では、もはや里が地方行政の單位でないとはいえないはずである。またかりに里が地域をもとにしたもので、「他の里に對しては、孤立的封鎖的な性質を具へてゐると言ひ得る」(小畑氏)とすれば、行政單位としての里との間に多くの矛盾を生じないであらうか。つまり、自然村落であれば大小さまざまあると考えられるが、これをそのまま行政單位としてはすこぶる不便ではないか、またそうした一定區劃から外にはみ出し、あるいは遠くはなれて散在する人戸は、どこに屬したかというような具體的な問題である。これに對して勞氏(漢代的亭制)のごとく、里とは自然村落をもととした一定の地域單位であつて、戸口の單位ではないから、その中の人戸が多ければ一里百戸、一亭千戸にもなり、少なければ一里あるいは一亭の戸數が十以下となることもありうる、という極端な議論も出るわけである。

おもうに、これは古くから自然に發生した聚落としての里と、漢代における地方行政の末端組織としての里とが、混同して考えられたためではないだろうか。王毓詮氏もいつているように、當時の名籍は名縣爵里という。每人戸の成員の姓名、性別、年齢、爵階、所屬の行政單位などを記入したものである。¹³⁾行政單位としては、その名のごとく必ず里を記さねばならぬ。¹⁴⁾毎年八月に案比を行い、郷の有秩または嗇夫によつて管下の里ごとに集めて名冊を編成し、縣令、郡太守をへて中央に報告され、賦税の徵收や勞役、戍役の徵用のもととなつたのである。名籍が里を單位としている以上、里に含まれる人戸がほぼ一定數を基準とすることが必要であらう。里魁または里正が父老とともに、これをつくつて郷に提出し、郷ではかれらの立會いのもとに、有秩や嗇夫が算賦(人頭税一般)その他の徵收を行つたらしい。居延漢簡のつぎの二例はこれを暗示するものである。

□□□□

秋賦錢五千

□□里父老□□
正安釋□□
嗇夫京佐吉□

五六一

榮 陽

□秋賦錢五千

東利里父老夏聖等教數
西鄉守有秩志臣佐順臨 四二一
從請親且

文書の形式では郷の有秩や佐が立會人となっているが、實際はかれらが收納の責任者ではなかったろうか。なお、のちにものべるように、名籍は算賦徵收のもとであって、田租徵收の資料ではなかったことに注意しなければならない。従って名籍が人頭税徵收の臺帳である以上、何人もこれから脱することはできないはずである。すなわち、何人もいすれかの里に屬すべきであって、そのものが不動産を所有しているかいないかは問題にならない。とくに前漢の戸口統計が正確であるといわれる理由はここにある。

行政單位としての里が、賦税徵收の必要から生れた、ほぼ一定數の戸の組み合せであるとすれば、自然發生の村落と無關係であるこというまでもない。城内がいくつかの里に分割されるように、郷村においては大きな聚落は適宜に分割され、散在せる戸が併合されることもあるであろう。しかしそれは帳簿の上だけのことであって、かれらの實生活に異動がおこるわけではない。従って、里はそれ自体の地域をもっていなかったことになるから、文獻的にも

實體がつかみにくいのである。そうした人為的な戸の組み合せが里であり、それをいくつか統轄するのが郷であろう。とすれば郷も里もともに人民の實生活とは遊離したもので、かれらに結びついた自然發生の村落は別にあるはずである。漢書地理志や續漢書郡國志にみえる郷や里や聚、それらは歴史的に著名なるが故に記されているものが多いが、これこそ古くからの自然村落の代表的なものであろう。¹⁵⁾ そのうちには、そのまま行政の末端組織としての里となつたものもあって、そこではむかしながらの親密な村落生活がつづけられていたことも考えられる。しかし、それはむしろ例外であって、こうした人為的につくられた里内の人心は一般に冷酷で、什伍の組織でしばられ、父老というものはあっても名のみで、實は縣、郷の吏の單なる代辯者であつたかも知れぬ。

四

つぎに亭であるが、いまここに郵驛組織としての亭について改めてのべる必要もあるまい。王毓詮氏がいつているように、亭に附屬した地域があるとすれば、それは單に

警察區域としての意味しかもたないのかどうか、ということを考えてみたいとおもう。王氏の説は周法高氏の「金文零釋」説亭部によつてゐるようである。¹⁶⁾亭部すなわち亭所屬の地域を意味する。周氏は同書において嚴耕望氏の「漢代之亭制」(公論報史地週刊第二十八期)により、亭の最廣義はその部域面積をも併せてこれを亭部といい、地方行政の單位であるという。嚴氏の右の論文ははまだ遇目するをえないが、同氏年來の研究の集大成ともいふべき「漢代地方行政制度」をみると、亭長の職について、第一に盜賊の逮捕等の警察事務が本職、第二に元來、軍事交通のための施設であるが、のち地方行政單位となるにおよんで、民政を兼ね訴訟をもあつかった、とある。

諸氏の搜集せる資料をあげて、その所説に検討を加えよう。まず漢代の地券。王氏は五種、周氏は三種を示しているが、重複があるので六種である。いまその二三を記せば、諸葛敬買地券

黃龍元年(前四九)壬申五月丙子朔八日乙亥。諸葛敬從南陽男子馬吉慶。賣所名有樂年(亭?)部羅佰田一町。直錢二萬一千錢。即日畢。東比賀方。南比沈大義。西盡大道。

北比鄭江。……(小校經閣金文拓本卷十三)

曹仲成買地券

光和元年(一七八)十二月丙午朔十五日。平陰都鄉市南里曹仲成。從同縣男子陳胡奴。買長谷亭部馬領佰北冢田六畝。と千五百。并直九千錢。即日畢。田東比胡奴。北比胡奴。西比胡奴。南盡松道……(東方學報東京第六冊 仁井田陞氏「漢魏六朝の土地賣買文書」所載 書道博物館藏)¹⁸⁾
樊利家買地券

光和七年(一八四)九月癸酉朔六日戊寅。平陰男子樊利家。從雒陽男子杜調子と弟□。買石梁亭部桓千東、比是佰北田五畝。と三千。并直萬五千錢。即日畢。田中根土著。上至天、下至黃。皆□□行。田南盡佰。北東自比調子。西比羽林孟□。……(貞松堂集古遺文卷十五)¹⁹⁾

いずれも買田の鉛券であつて、曹仲成のものには冢田と明記してある。王氏によれば、田地の所在を示すには、某亭部にあるといい、必ず阡陌の方向によつてその位置を明らかにしている。郷を用いないのは、亭部の範圍の方が小さいことと、亭は距離によつておかれたものであるから位置が指示しやすいことによる。とくに曹仲成買地券では、田

地の位置は亭部をもって示しているが、買う人の名籍は郷里制によっている、これこそ亭と郷里とが別系統の組織に屬する明らかな證明である、という。これは實に卓見であつて、中國の土地制度史上きわめて注目すべきものであるとおもう。嚴氏のごとく、單なる地方行政區劃の一種とみるだけでは不十分であらう。田地の所在を亭部をもって示すことは、諸葛敬買地券によつても明らかなように、すでに前漢のときから行われていた制度である。周氏がこれを吳の黃龍元年（二二九）としたのは、いうまでもなく誤つてゐる。

亭部をもつて土地の位置を指示する例は、ほかにも決して少くない。

永光四年十月。呂渭城壽陵亭部北（北字王念孫補）原上爲初陵。

（漢書元帝紀）

建平二年七月。呂渭城西北原上永陵亭部爲初陵。（漢書

哀帝紀）

〔張〕禹年老。自治冢塋。起祠堂。好平陵肥牛亭部處地。

又近延陵。奏請求之。上呂賜禹。詔令平陵徙亭它所。

（漢書張禹傳）

これらはみな陵墓に關するものばかりであるが、三國魏志賈逵傳の注に魏略の楊沛傳を引き、

〔黃初中。沛〕占河南夕陽亭部荒田二頃。起瓜牛廬居。止其中。

とあり、後漢書章帝紀、元和二年の條に、

九月壬辰、詔鳳皇黃龍所見亭部。無出二年租賦。

とある。章懷太子は、黃龍は東觀記によれば肥城句嶺亭の槐樹上に、古今注によれば洛陽元延亭部にあらわれたと注している。ある土地を示すのに亭部をもつてするだけではなく、亭部という一つの區域が租賦の免除といった、民政の對象となつてゐることに注意しなければならない。某郷といわないで、某亭部といった方が、地域を明確にしかも限定して指示することができるからであらう。後漢になると、最下級の諸侯として郷侯とともに亭侯があらわれてくる。すなわち、亭部の地域を封地とする諸侯であつて、顧炎武は日知錄（卷二二）でこのことを論じ、後漢書の樊宏傳に、「願還壽張、食小郷亭」というかれの語を引いて、建武年間からすでに亭侯があつたのではないかといつてゐる。それはともかく、亭がある一定の小地域をもつていた證據

であろう。さればこそ、やはり後漢書の琅邪孝王京傳に、同王の薨じたとき、「葬東海卽丘廣平亭。有詔割亭屬開陽」というような事情もおこりうるのである。²⁰⁾

それでは亭部とは、いかなる目的で設けられ、いかなる機能を有したかということが問題となろう。亭の管理者たる亭長の任務は、いうまでもなく警察と通信とである。續漢書百官志に、「亭長主求捕盜賊。承望都尉」とあって、王氏は亭長は郷縣をぬきにして郡都尉に直屬するように考えているが、やはり小畑氏の考えのように、郷の游徼の監督を受けて縣に屬していたのではないかとおもう。隋の蕭吉の五行大義（卷二十二）所引の漢の翼奉の語に、「游徼亭長外部吏、皆屬功曹」とあり、かれらは縣の功曹に屬していたことが明らかである。亭長の監督の對象は、いうまでもなく管轄内の人民であり、職務が民政にも關係するのは當然である。従つて亭部の民というような語も生まれる（太平御覽卷二五八所引會稽典錄）。ともかく亭によつて全國の警察事務が行われるとすれば、驛遞が設けられた交通路線上の亭だけではことたりぬはいうまでもない。全國を亭でもつておおい、間隙の地がないようにしなければなら

ぬはずである。

さて、ひるがえつて考えてみると、亭の所轄區域である亭部に關する資料は、警察事項というよりは土地に關することがが多かった。しかも地券のときは、亭部内における位置を阡陌によつて明示しているのであって、このことからしても亭部というものが單なる警察區域として設けられたと考えることはできない。土地の位置を示すのに、亭部が必要條件であれば、これまた全國が亭部をもつておわれねばならないであらう。前節に論じたごとく、名籍が里を單位とすることが認められるとすれば、田籍ないし地籍は亭部を單位として編成されたのではないだろうか。ただ警察區域と地籍の範圍とが一致しているということは、きわめて奇異に感ぜられるにはちがいない。これについて、亭の軍事より警察への切換えを秦の統一時においた松本氏の論を、さらに一步すすめてつぎのように解してはどうであらうか。始皇帝は天下一統にさいして、交通幹線に亭を列置して警察をも兼ねさせたばかりでなく、あらゆる要地に網の目のごとく亭を配置するとともに、その管轄區域を單位として地籍を編成したのではないか、ということであ

る。²¹⁾亭部と亭部との境界は、のちにのべるようにおそらく阡陌であつたであろう。それでは亭と里との關係は、あるいは郷との連絡はどうであつたかということを、つぎに考へてみたい。

五

漢書匡衡傳は、侯國の成立やその内部における土地と人戸との關係などについて、きわめて具體的な記事をふくんでいるために、しばしば引用されるので有名である。²²⁾これによれば、衡が封ぜられた臨淮郡僮縣の樂安郷は本來、提封田としては三千一百頃あつたという、その南界は閭佰であつたが、かれが封ぜられた建昭三年（前三六）より十數年も前から郡の圖には閭佰が誤つて平陵佰（閭佰より南にあつたはず）と記されていた、衡がここに封ぜられるにいたり、郡はこの誤記の圖をもととして實際の平陵佰をその南界としたために、樂安郷の面積は四百頃も不當に多くなつた。のち建始元年（前三二）この誤りに氣づいた郡では境界を改正し、四年間の田租穀千餘石をも一たん返還させたが、衡は丞相の強權をもつてそれを撤回させた。しかし、やが

て彈劾をうけて官爵を剝奪されたのであつた。なお本傳によれば、匡衡が封ぜられた樂安侯國は食邑六百戸とあるが、外戚恩澤侯表にみえる六百四十七戸というのが實際の數のようである。これは四百頃を不當に増加した三千五百頃の面積に相應するものであろう。それはともかく、諸侯の國はふつう食邑何千戸、何百戸と戸數をもつて示されるが、實はまず封域の廣さから租入の量が定められること、この實例にみるごとくであつて、すでに錢大昕が指摘したところである（二十一史考異漢書卷三二）。それでは戸數はどうして出てくるかといへば、宇都宮清吉氏によると、まず領地の廣さが地圖上で決定され、ついでその領内にたまたま存在した全民戸が、その領主に屬すべき民戸として、割りあたえられたものであろう、²³⁾といふ。さればこそ、實際においては六百四十七戸といった端數が生ずるのであろう。しかしこれは、舊來の樂安郷の境域が、不當にとはいへ變更をこうむつたばあいである。

侯國となる前の樂安郷は全面積三千一百頃ときまつており、その全境域内の人戸數も毎年の案比によつて年々の數字が出ていたはずである。人戸が里を單位として郷におい

てまとめられたとすれば、面積は亭を單位としてやはり郷においてまとめられたのではないだろうか。つまり面積の上ではいくつかの亭が集って郷をなし、その中にふくまれる人戸が里に編成されるのであるとおもう。従って、地域を意味する亭部、郷部という言葉はあつても、あえて里部という言葉がない。別の言い方をすれば、郷は里の集りかゝつたものではなく、里は郷という地域にふくまれる戸數から割り出されたものなのである。一百戸の里を十個集めて亭、さらにそれを十個集めた郷が一萬戸になるといった計算にくらべて、樂安郷の戸數がただわすかに六百戸程度であるのも、このようにみれば理解されるであらう。はじめ王氏の説に對して提出した、里も郷も戸數のみをもととして編成されたものならば、郷に著しい大小の生ずるはずがないではないかという疑問も、郷の成立の基礎が地域であることを知るにいたって解決をみたといえる。

一縣内における郷の數は不定である。都郷とは縣城をふくんだもので、顧炎武はいまの坊廂にあたるといっている（日知錄卷三二）。居延漢簡にも漢印や封泥にも、東郷、西郷、南郷、北郷などがみられる。都郷を中心として四方の

郷に名づけられたものであらう。あるいは同じく方向によつて左郷、右郷があり、その他諸種の雅名を有するものもあることもいうまでもない。これら、都郷以外の郷は下郷といったであらう。都郷の中心をなす里が都里である。居延漢簡によれば、張掖郡の饒得縣に屬する里は三十八、居延縣に屬する里は三十二を數える。亭についていえば、縣城内の亭が都亭であり、これに附屬した地域が都亭部である。都亭に對して城外の亭を郷亭、あるいは下亭という。嚴耕望氏（漢代地方行政制度）は、水經注所引の陳留風俗傳によつて、高陽縣鉞郷の鉞亭（睢水注）、尉氏縣波郷の波亭、陳留縣裴氏郷の裴氏亭（以上渠水注）などをあげて、亭郷同名のものはその郷の治所の首亭であるといっているのは適切な見方である。これらの郷亭にはもちろんその附屬地としての亭部があつた。

こうした關係を實際についてみると、一亭部の地域内にいくらかの里があり、いくらかの亭が集つて郷を形づくつていことになるのであつて、漢書百官公卿表にみえる十里一亭、十亭一郷という表現も、十進法的な積み重ねにさえ目をつむれば、いちがいに誤りとして簡単に捨て去つて

しまうわけにはいかない。應劭の十里一郷という表現も、もし十という數字にさえこだわらねば、同時に成立しうるものかも知れぬ。班固の記述がいかに理想化されたものであつても、松本氏のいわれるほど、それほどに現實を無視したものとは考えられない。またかりに、班固は十里一亭と十亭一郷とは別個のことであると考へていたとしても、沈約の宋書百官志においてこれが一系列に組織されているということは、それ相應の漢代の事實についての傳統的な知識があつたからではないだろうか。

郷は亭を單位として土地を把握し、里を單位として人を把握し、前者からは地租を、後者からは人頭税を徴收し、あるいは勞役や戌役を要求した。さきの匡衡傳によれば、不當超過分としての田租數は返還しているが、算賦（人頭税）についてはなにものべていない。算賦は宇都宮氏もいわれるように、侯國の收入とはならなかったからである。²⁴⁾

これは田租と算賦とが系統をことにしたもので、別個の基礎によつて徴收されたことを證するものであろう。貲算（財産税）は、人頭税と同じく里をもとにして徴收されたものとおもう。大郷には郡から有秩の畜夫が、小郷には縣か

ら斗食の畜夫が派出されてそれらの職務にたずさわつた。同じく郡縣直屬の吏であつても、亭長はただ警察事務をあたかうだけである。里の父老や里正のときは、名籍の資料を提出し、徴税に立會い、過失があれば叱責をこうむつたであろう。居延漢簡のつぎの一例は、郷の機能を知るためのもつとも適切な資料と考えられる。

建平五年八月□□□□。廣明郷畜夫客、假佐玄敢言之。
善居里男子丘張自言。與家買客田居都亭部。得、檢、欲取□□。
案張等更賦皆給。當取得檢。調移居延。如律令。敢言之。

(面)五〇・五七

居作の字は勞餘氏をはじめ、だれも疑問をもつものがないが、居延の誤りではないかとおもう。居作でもあえて通じないわけではないが、居延と改めた方が文書としてのすじが通るようである。この簡の大意は、建平五年(前二)八月某日、某縣廣明郷の畜夫客および假佐の玄より(縣に)申し上げる、(本郷)善居里の男子丘張の申出によれば、家のために客田(本籍以外の縣において所有する田の意か?)を居延縣の都亭部に買いたないので、證明書の交附を受けたいとのことである、(郷において)調査するに、張等は租税完納

すみであるから、證明書の交付を受ける資格がある、(縣より)居延縣當局にお取次ぎ下されたい。²⁵⁾これで終っているが、このあとに縣の令丞より、居延縣あての添書が加えられて、この文書がはじめて證明書としての効力を發揮するのであらう。居延漢簡のうちには、こういった形式をそなえた旅行證明書やその斷片がいくらでもみられる。

これを見ると、注意されるのはやはり人の所屬は里で、土地の所屬は亭部で示されていることである。しかしこのような公文書になると、里の父老も亭長も全く關與しないで、ただ郷吏だけで處理されているのであって、納税の證明もかれらによって行われる。要するに地方行政の末端は郷であつて、里や亭ではない。漢書貢禹傳に、「郷部私求。不可勝供」といい、あるいは鹽鐵論(疾貧第三十三)に賢良の言として、「長吏侵漁上府。下求之縣。縣求之郷。郷安取之哉」とあるのも、地方行政の末端が郷でとどまっていることを示すものであらう。

しかし名籍や地券には縣と里、亭だけを記して、郷が記されていないのはいかなるわけであらうか。おもうに郷はどこまでも縣の代行機關であり、郷吏といつても郷自體の吏

ではなく、郡縣から派出された吏である。郷というものもともと行政の必要から機械的に編成されたもので、人民の生活とは有機的な關係がなく、單なる縣への通過機關と考えられていたためであらう。郷の名に、東西南北といった、きわめて事務的につけられたものが多いのもその證據である。他縣との交渉も、もちろん縣を通じて行われているのであつて、従つて地方行政の末端は、事務的には郷があつたてはいても、公式には縣であるという原則にもとづくものとおもう。

六

以上のべたことを要約すると、つぎのようになる。里は岡崎氏以來、自然村落と信ぜられてきたが、少くとも漢代の地方制度の一連としてみるかぎり、人爲的に編成されたある戸數の組み合せでなければならぬとする、王毓詮氏の考えは正しい。また亭部が一定の地域をさし、それによつて土地の所在を示すものとすれば、單なる警察管區だけではなく、地籍を編成する單位であつて、亭部が集つて郷をなし、そこにふくまれる人戸が適宜に分けられて里とな

るのであろう。従つて里の戸數は、ある標準はあつても、百戸というような一定數はあるまい。要するに郷は地域も住民もあり、地籍と戸籍とをもつて地租と人頭税（および役）とを徴收する、縣の補助機關としての機能を有する。それに附隨して諸般の民政、警察について縣との仲介をなすこといふまでもない。

漢書百官公卿表によれば、郷亭里は秦制をうけついだものといつてゐる。松本氏がとくに亭の變遷を論じて、戰國時代もつばら軍事上の目的をもつて國境におかれた亭が、秦の始皇帝の天下統一とともに内地の主要な交通線上にもおかれ、警察組織の末端をなすようになったと考えられたのは、妥當な見解であるとおもふ。しかし警察組織の末端である以上、ただ交通線だけではなく、それ以外の地にもおかれたとみななければならぬ。それに附屬する亭部という地域を單位として、漢代に地籍が編成されたということが認められるとすれば、やはり秦代からそうだったのではないだろうか。亭部の中において土地の位置が阡陌をもつて示されることが地券にみられる通りであるが、漢書匡衡傳によると、樂安郷の南界は閭佰によつて定められている。郷

が亭部の集合であるという假定が正しいとすれば、亭部もまた阡陌によつて限られていたのではないだろうか。

ここで思いおこされるのは、史記秦本紀、孝公十二年の條にみえる、田のために阡陌を開いたということである。このことは同書商君列傳につきのように記されている。

秦自雍徙都之。而令民父子兄弟同室內息者爲禁。而集小都鄉邑聚爲縣。置令丞。凡三十一縣。爲田開阡陌封疆。而賦稅平。平斗桶權衡丈尺。

阡陌については、守屋美都雄氏が「阡陌制度に關する諸研究について」をあらわし、從來の諸説を紹介批判することにも、將來、自説を發表すべきことを豫告されている。²⁸⁾阡陌制度に對する發言はこれをまづてなすべきであるが、ともかく、秦の孝公のとき、商鞅は耕地整理を行つてその境界を明らかにし、土地課税が劃一均等に行われうるようにした、ということだけは認めてよいであろう。漢代において、阡陌が田間の東西、南北の境界ないしは道路として、土地制度の中に十分な役割を果していたことが誤りないとなれば、これと秦の阡陌制度との間になんの關係もなかったとはいへまい。それとともに注意すべきは、商君列傳の、

民の父子兄弟の同室内息するものをして禁をなさしめ、小都郷邑聚を集めて縣となしたという記事である。これはやはり土地制度の改革と重要な関係をもつものであって、一戸の家族單位に統制を加えるとともに、自然發生の小聚落を統合して、劃一的な郡縣制度を行う前提であつたと解せられる。古い血縁團體はこのようにして解體され、官僚體制にもとづく中央集權國家ができあがっていったのである。郷亭里の制度はむしろ、こうした経過のうちに發生した一連の機構であつたのではないだろうか。

郷亭里の制度が崩壊したのは、後漢末の動亂期である。

住民は離散し、田地は荒廢し、戸籍も地籍ともに混亂におちいった。魏の屯田も、晉の戸調式も、これに關聯をもつ北魏の均田制も、みな要するに、秦漢時代には強力な政府の手によって確保されていた土地と住民とが、それぞれ有力者の傘下に吸収されて行くのを、防止せんとする試みであつたといえる。またそれとともに、舊來の自然村落にも變化がおこり、村という名稱をもつた聚落があらわれてきたことにも注意しなければならない。魏晉以後の郷里制は、このような情勢に應じて新しく組織せられた全然別個

のものであつたとおもう。

(昭和三十・三・三十一)

注

①漢官儀には、「十里一亭、亭長亭候。五里一郵。郵間相去二里半。司姦盜」とあり、小畑氏も指摘されたように、岡崎氏が亭長の所轄が五里であるといわれるのは、明らかに誤りである。

②鎌田氏「漢代郷官考」(史潮第七年第一號 昭和十二年、漢代史研究 昭和二十四年) 小畑氏「漢代の村落組織に就いて」(東亞人文學報第一卷第四號 昭和十七年) 松本氏「秦漢時代における村落組織の編成方法について」(和田博士還曆記念東洋史論叢 昭和二十六年)

③東洋文化研究所紀要第三冊 昭和二十七年

④賀氏「烽燧考」(國立北京大學四十週年記念論文集乙編上卷 民國二十九年 昆明) 勞氏「居延漢簡考證」(民國三十三年 四川) 同「釋漢代之亭障與烽燧」(國立中央研究院歷史語言研究所集刊第十九本 民國三十七年 上海) 同「漢代的亭制」(同上第二十二本 民國三十九年 臺灣)

⑤居延漢簡考證卷一

⑥勞氏は里を一個地區單位という言葉であらわしているが、その意味はすこぶる不明確である。戸口には關係なく地域だけが問題なら、全く無人の地に里があつてもよいわけであろう。しかし里に一定の地域があつた證據として、門牆のあつた例をあげているのをみると、土牆などに圍まれたある程度の自然村落(周圍の耕地をもふくむかどうかは不明)を考へてゐるらしい。

⑦松本氏は以前にも、「隣保組織を中心としたる唐代の村政」(史

學雜誌第五十三編第三號昭和十七年)のうちに、つぎのようにいわれている。―もとより郷里の制というものは、秦漢、或はそれ以前より存在したものであるが、それは自然の村落、または村落聯合を表わす言葉であつて、國家が強權をもつて、他律的に面積とか戸數とかを標準として、編成せしめたものではない。

⑧ 歴史研究 一九五四年第二期

⑨ 王氏は居延漢簡より、「魏郡繁陽北卿佐左里公乘張世」(三三・四三)「河南郡雒陽北郭北昌里公乘」(三三・四三)の二つをあげ、北卿、北部はともに北郷の誤讀であらうという。なお居延漢簡には、「河東襄陵陽門亭長郭疆長七尺三寸」(三七・四三)というのがあるが、王氏に従えば、これは河東郡襄陵縣の陽門亭長の職にある郭疆とよむべきであらうか。このものでもし別簡「□陳疆卒郭疆皆不在」(六三・二九)の卒郭疆と同一人ならば、居延地方に卒となつてきているものであるから、陽門亭、長郭疆という原籍を示したものとみなければならぬ。あるいは正式の名籍ではなくて、里の所在を明らかにするための便宜的な書き方かも知れぬ。漢代の原籍と現住所との關係については、別に一文を草するつもりである。

⑩ 松本氏は、「秦漢時代における村落組織の編成方法について」のうちに、十里一郷の十里もやはり方十里の意味に解されている。班固が亭を方十里としたのに對し、應劭は郷を方十里と考へたのであつて、いずれも空想の產物であることには變りないという。

⑪ もつとも賀昌群氏は、「烽燧考」のうちに、漢代の里には二つの

意味があるとし、一は戶籍の單位としての里(居延漢簡によつて例證)、二は距離の單位としての里を認めている。ただし戶籍の單位としての里が、自然村落であるかどうかは問題にしていない。

⑫ 城内が里に區劃され、各里に門のあつたことは、墨子號令篇などに詳しくみえる。漢の長安も、三輔黃圖などによつて知られるように、多くの里に分れてゐた。のちの坊制である(曾我部靜雄氏「都市里坊制の成立過程について」史學雜誌第五十八編第六號昭和二十四年)。國都以外の都市にももちろん里があつた。

⑬ 王氏は名籍に、財産があればそれを記入したのだとべている。しかし、これは陳槃氏の説(「由漢簡中之軍吏名籍說起」大陸雜誌第二卷第八期民國四十年)によつたものである。名籍と財産税とが直接關係ないことは、平中荅次氏の「居延漢簡と漢代の財産税」(立命館大學人文科學研究所紀要第一號昭和二十八年)に詳しい。

⑭ 漢代の名籍は、史記太史公自序の索隱所引博物志に、「太史令茂陵顯武里大夫司馬(遷年二十八 三年六月乙卯除六百石)」とあり、許慎の説文を上つた表に、「召陵萬歲里公乘臣冲」とあるのをはじめ、わずかししか知らなかったのが、敦煌につぐ居延での大量的發見によつて、その内容性質が明らかとなつたのである。

⑮ 宮川尙志氏はすでに、「六朝時代の村落に就いて」(羽田博士頌壽記念東洋史論叢 昭和二十五年)において、このことに言及し、とくに聚が自然聚落であつたことを強調している。

①⑥ 國立中央研究院歷史語言研究所專刊之三十四 民國四十年 臺灣油印本

①⑦ 國立中央研究院歷史語言研究所集刊第二十五本 民國四十三年 臺灣

①⑧ 仁井田氏の論文に、冢田六畝、二千五百につくつてゐるのは、活字の誤植であらう。

①⑨ 仁井田氏の論文には、書道博物館所藏のほぼ同様の鉛券（貞松堂集古遺文所載のものと同じ物かも知れぬ）をのせて、文字の異同を對比してある。

②⑩ ただし居延漢簡のうちにみえる亭部という言葉には、必ずしも一定地域をさしたとは認めがたいものがある。例えば、「三月餘□粟一千九百六十八石三鈞十斤……千石積高沙亭部、千七百八石積陷陳亭部、千六百八十七石積算山亭部」(二六・五)「□亭部積焚千六百□」(三六・二六)のごときは、いずれも亭そのものをさしているらしい。

②⑪ 田籍の臺帳は田簿といわれたであらう。居延漢簡に、「□田簿、署歲上中下、度得穀率、其舊害者、(署) (二三六)とある。後漢章帝の建初年間、山陽郡太守となった秦彭が、みずから田地の丈量を行い、肥瘠によって上中下に區別して文簿をつくり、これを郷縣に保存して、田租徴収の公平をはかったというのは有名な話である(後漢書循吏傳)。居延漢簡は大部分が前漢のものであるから、内容はやや違つてはいるが、かかる規定はすでに前漢からあったのであつて、これこそ漢の田律の佚文と考えられる。

②⑫ 布目潮風氏の「前漢侯國考」(東洋史研究第十三卷第五號 昭和

三十年)は、匡衡傳を全般的に問題としたもので、從來わすかでもこれにふれた研究はすべてあげられている。

②⑬ 宇都宮氏「劉秀と南陽」(名古屋大學文學部研究論集八號 昭和二十八年、漢代社會經濟史研究 昭和三十年)。

②⑭ 同上

②⑮ 勞榘氏(居延漢簡考證卷一)は、これを郷衛夫より居延縣に上申した文書といつてゐるのは、明らかに誤りである。檢というのは、かりに證明書と譯してみたが、いかなる目的のものか明らかでない。勞氏は驗と同じく旅行證明書とみている。また同氏によれば、更賦とは更と賦で、更は繇役あるいは繇戍、賦は田賦と口賦(人頭税)の意味に解する。すなわち租税一般の總稱ということになる。居延漢簡に、「秩護佐 敢言之 況更賦給鄉」(三五・五五)とあるのも、やはり同様な文書の斷片とみてよいであらう。

②⑯ 中國古代史の諸問題 昭和二十九年。漢代の阡陌については、木村正雄氏の「阡陌について」(史潮第十二年第二號 昭和十八年)のうちに、豊富な資料が集められている。

②⑰ 宮川氏上掲論文。

Local Administration under the Han Dynasty

—Hsiang, (鄉) t'ing (亭) and li (里)

T. Hibino

The li was not the spontaneous community, though it has been sometimes so suggested, but it was the unit which made possible the people registration, while the t'ing was the unit of the land registration. The hsiang consisted of a series of t'ings, while the hsiang was divided into lis administratively. The hsiang was thus the unit of the local administration which was responsible for the enforcement of rent and poll-tax.